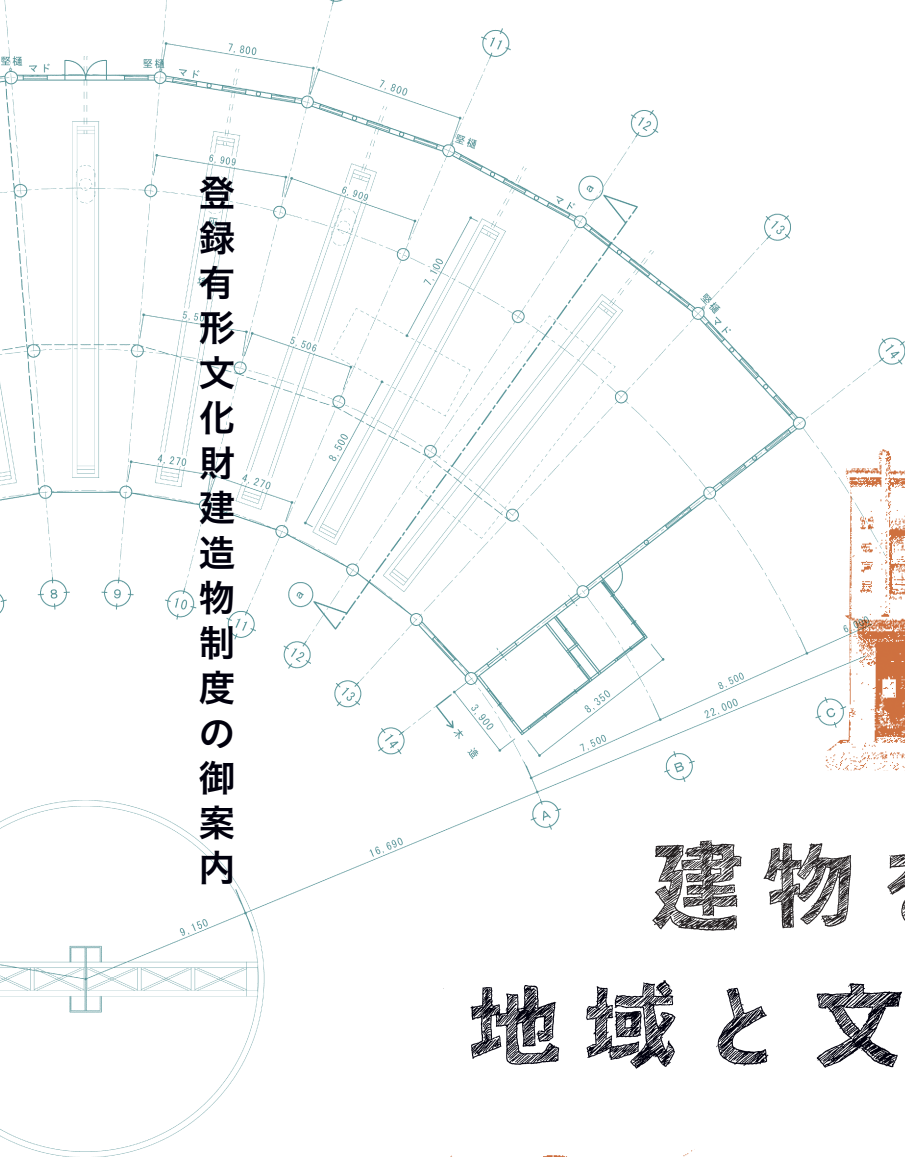
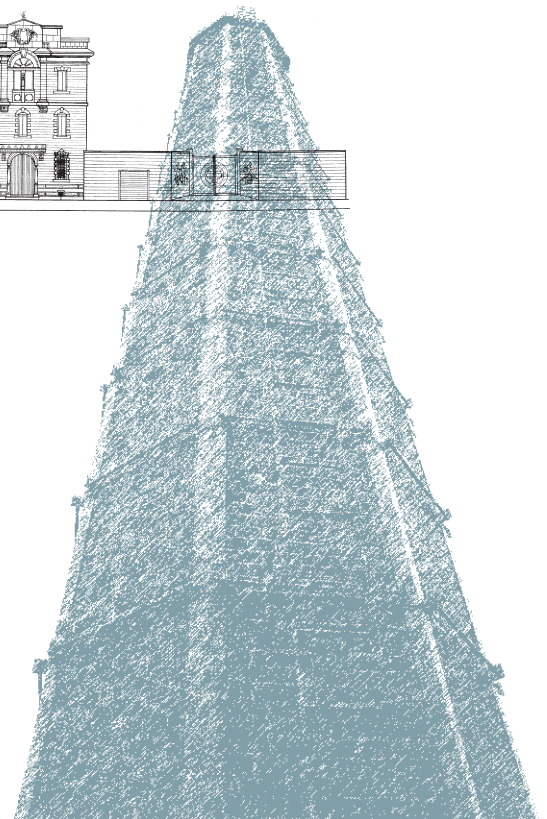
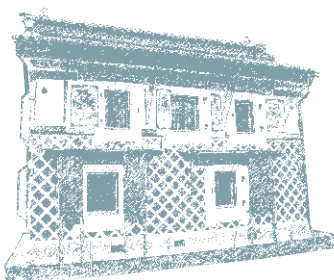


登録有形文化財建造物制度の御案内



建物を 地域と文化に



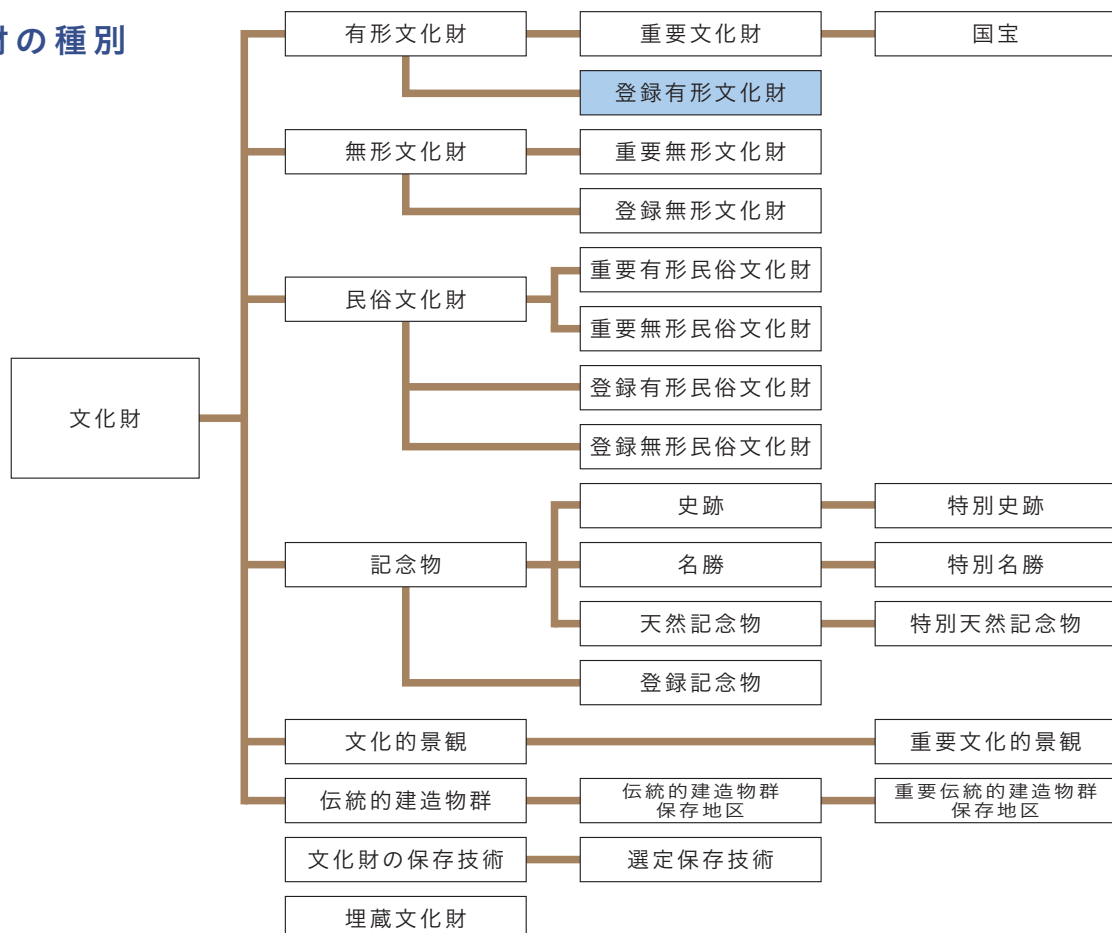


私たちの周りには、残していきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても、地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表わしたものを、再び造ることができないものは、貴重な文化財です。この文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度<文化財登録制度>が平成8年に誕生しました。

登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。既に10,000件を超える建造物が登録されています。

これからも、この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

文化財の種別





登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

一

国土の
歴史的景観に
寄与しているもの



高龍寺本堂（北海道）



白川橋（岐阜県）

二

造形の規範と
なっているもの



名古屋大学豊田講堂（愛知県）



沖縄市立ふるさと園久場家住宅主屋
（沖縄県）

三

再現することが
容易でないもの



朝日小学校円形校舎（三重県）



ごすけえんてい
五助堰堤（兵庫県）

登録有形文化財の活用例

登録有形文化財制度では、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。今までどおりに使うのもよし、事業資産や観光資源にすることもできます。外観が大きく変わる場合や移築の場合などに現状変更の届出が必要となりますが、登録することで規制に強く縛られることはありません。例えば内部を一部改装し、ホールやレストラン、資料館などとして活用することもできます。事業の展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財として緩やかに守ることができ、また、修理や管理について国（文化庁）に技術的なアドバイスを求めることもできます。

case 1

旧鮎川小学校（秋田県）

小学校校舎を多世代交流の体験型施設として活かす

鳥海山の麓に建つ、昭和28年建設の木造校舎。3棟の校舎棟と屋内運動場が並んでいます。地域経済の活性化を目指し、豊富な木材資源を活用できる「木育」に主眼を置いた、木のおもちゃ美術館としてリニューアルしました。木工製作ワークショップなどを開催し、子どもも大人も楽しめる取り組みを行っています。



建設当時の規模のまま残る4棟の建物が、それぞれ渡り廊下で繋がっています。



教室を利用した遊び場。東京おもちゃ美術館が選定する「グッド・トイ」で実際に遊べます。

case 2

小栗家住宅（愛知県）

住みながら、地域の伝統文化発信拠点として活かす

明治3年に建設された住宅で、現在も小栗家によって住み続けられています。プロジェクトンマッピングなどのデジタル先端技術も取り入れながら、茶会や各種展示会などに活用されています。令和元年6月には「国登録有形文化財全国所有者の会（略称：全国登文会）」設立総会が開催されました。



国登録有形文化財全国所有者の会の設立総会に使われました。



プロジェクションマッピングを利用した茶会も開催しています。

case 3

青山ビル（大阪府）

ビルを文化・芸術の情報発信の場として活かす

GHQ将校用施設になったことを契機に個人邸宅からテナントビルに転用しました。現在は商業利用以外に伝統文化の発信や様々な団体と連携した取り組みを行っています。特に「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（通称：イケフェス大阪）」では毎年多彩な館内プログラムを展開しています。



ツタに覆われたビルは大正時代の建築で、中層都市住宅の初期の事例です。



イケフェス大阪では所有者による解説付きツアーも人気プログラムのひとつです。

登録有形文化財の補助事業（登録有形文化財建造物修理等事業）

設計・監理 事業の補助

地域の歴史的景観を活かしたまちづくりのために、登録有形文化財建造物を保存修理する場合などに、設計・監理費の一部を補助しています。

Before * After 1

旧吉川邸 厩門（山口県）

表構えを修復し、大邸宅を再現する

もと岩国藩主吉川家の本邸に明治25年に建設された厩門です。現在の規模となった昭和初期の姿に戻され、近代における大邸宅のたたずまいが再現されました。錦帯橋近くの吉香公園にあり、吉香神社などとともに建ち並び、地域の歴史を伝える歴史的建造物として親しまれています。



Before



After

Before * After 2

總持寺祖院白山殿（石川県）

災害からの復旧を進める

總持寺祖院の境内はたびたび火災に遭いましたが、白山殿は明治の大火での罹災を免れた境内で最古の建物です。しかし平成19年の能登半島地震で大きく破損したために復旧修理が行われ、その際の詳細調査により、建物の来歴についても様々な情報が得られました。



Before



After

公開活用 事業の補助

登録有形文化財建造物を公開活用して地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策を行う場合、その事業費の一部を補助しています。

Example 1

墨会館（愛知県）

モダニズム建築の魅力を地域に伝える

戦後モダニズムの巨匠、丹下健三が設計し、昭和32年に完成しました。地域活性化事業によって当初の意匠を尊重しながら耐震補強を行うとともに、スロープの設置などバリアフリーにも対応して地域に開かれた施設になりました。内部には建物に関する情報も充実しています。



意匠に配慮しながら柱を補強しました。



ホールをイベントで活用しています。

Example 2

白川小学校校舎南棟及び北棟（三重県）

学び舎を地域の活動拠点にする

山中の集落にある小学校の校舎で、昭和29年に建設されました。教室や廊下の意匠を損なうことなく耐震補強工事などが完了し、学校校舎としてだけでなく、地域住民の活動拠点としても積極的な活用ができるようになりました。



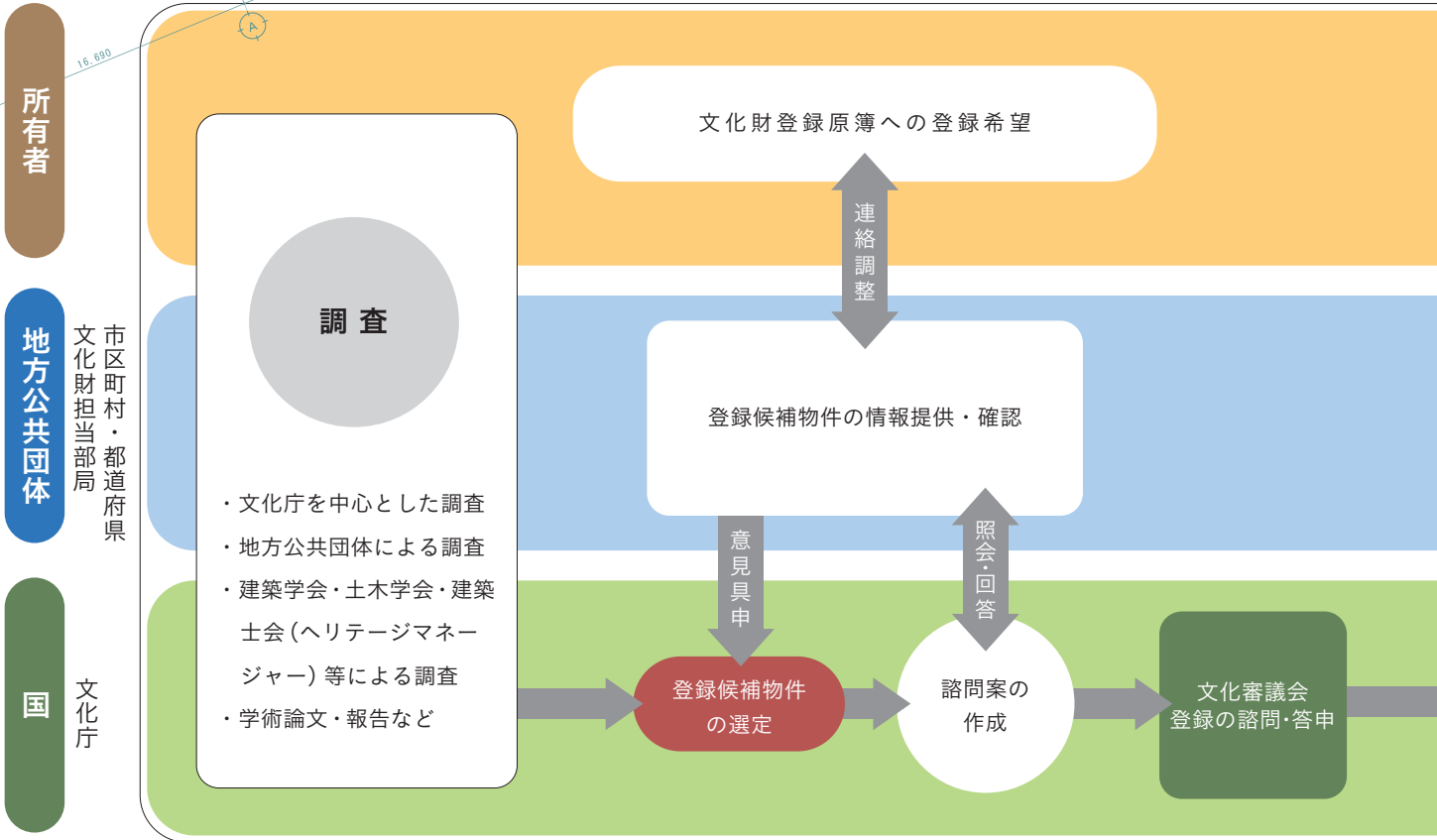
南棟外観



耐震補強工事に現場公開を行いました。



登録まで



登録有形文化財建造物の優遇措置

- 【登録有形文化財建造物修理等補助事業】
 - ・保存修理に係る設計・監理事業の補助
保存・活用に必要な修理等の設計監理費の2分の1を国が補助 → P 5 参照
 - ・公開活用事業の補助
地方公共団体などが行う公開活用事業にかかる費用の2分の1を国が補助 → P 5 参照
- 【相続税】
相続財産評価額(土地を含む)を10分の3控除(国税庁通達)
- 【固定資産税】
家屋の固定資産税を2分の1に減税(地方税法)

国(文化庁)からの指導等

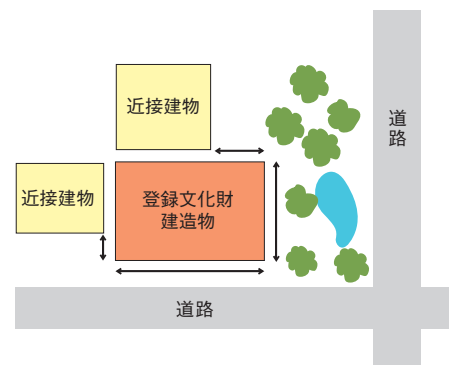
- 管理, 修理に関する技術的指導
- 届出のあった現状変更※に対する指導, 助言又は勧告
- 公開及び公開に係る管理に対する指導又は助言

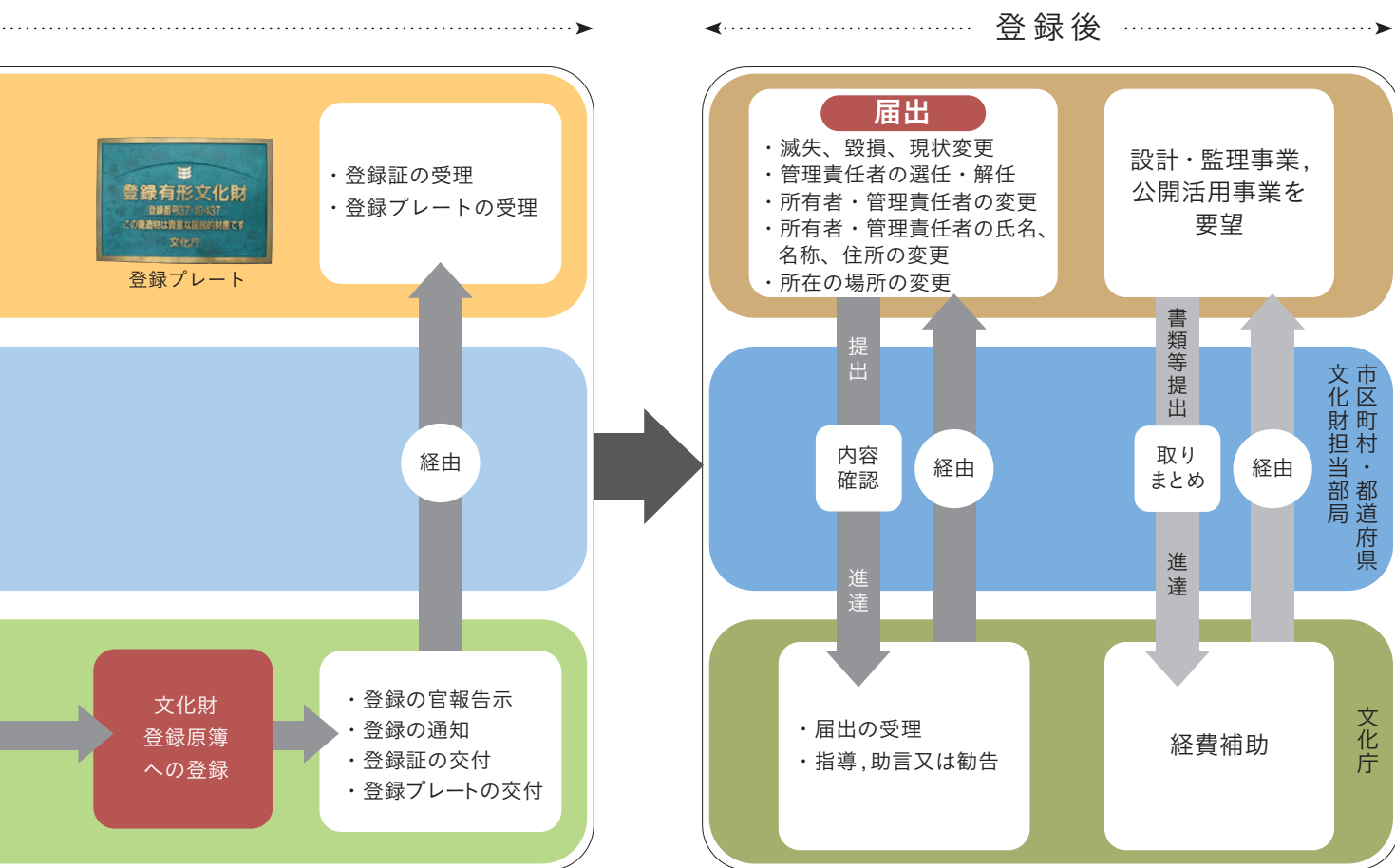
※現状変更とは、

現状変更とは、屋根を変える、外壁を変える、間取りを変えるということなどで、基本的に届出が必要です。ただし、変更する規模が小さく、「通常望見できる範囲※」の4分の1以下を変更する場合や、また内装に限定した改修などの場合は届出の必要はありません。

※通常望見できる範囲とは、

登録文化財建造物のうち、周囲から見える外壁や屋根などの外観を構成する部分が該当します。他の建築物等によって、通常見えない部分は該当しません。





届出

届出が必要な場合	届出が不要な場合	主要な罰則
<p>【滅失】 (滅失の事実を知った日から10日以内に届出) 登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には水害による流失や火災による焼失などが該当します。</p> <p>【毀損】 (毀損の事実を知った日から10日以内に届出) 登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合です。</p> <p>【現状変更】 (現状変更しようとする日の30日前までに届出) 現状変更とは位置や形(形状・材質・色合いなど)を変えようとする行為のことで、登録有形文化財建造物では、移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合などが該当します。</p> <p>【管理責任者の選任・解任】 (選任・解任してから20日以内に届出) 所有者が管理責任者を選任・解任した場合が該当します。</p> <p>【所有者・管理責任者の変更】 (変更してから20日以内に届出) 所有者・管理責任者が変更した場合が該当します。</p> <p>【所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更】 (変更してから20日以内に届出) 所有者・管理責任者の氏名若しくは名称又は住所が変更した場合が該当します。</p> <p>【所在の場所の変更】 (変更しようとする20日前までに届出) 登録有形文化財建造物の所在の場所が変更する場合が該当します。</p>	<p>【非常災害のために必要な応急措置】 非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として行うものが該当します。</p> <p>【維持の措置】 登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の4分の1以下の場合や内装のみを模様替える場合などが該当します。 また、雨漏りや壁のひび割れといった毀損の補修工事などもこれに該当します。</p>	<p>■滅失又は毀損した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料</p> <p>■現状の変更をした時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料</p> <p>■所有者が変更した時に、新所有者に登録証を引き渡さなかった場合……………5万円以下の過料</p> <p>■所有者が変更(所有者の氏名・名称変更や住所変更を含む)した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料</p> <p>■登録が抹消になった時に、登録証を文部科学大臣に返付しなかった場合……………5万円以下の過料</p> <p>■文化庁長官から現状等の報告を求められた時に、報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合……………10万円以下の過料</p>

登録有形文化財建造物に関する法令

文化財保護法（抜粋）

（有形文化財の登録）

第五十二条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の登録を地方公共団体が行っているものを除く。このうち、その文化財としての価値にかんがって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、当該地方公共団体の長は、国にその文化財の登録を申請し、その登録を請求するときは、登録申請書（第三十七条第一項に規定する）に、当該文化財の所在の地図（第三十八条第二項に規定する）を添付し、かつ、当該文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものであることを説明し、かつ、当該文化財の登録を申請する旨の意見を述べなければならない。前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重し、必要な協力を要するものとする。ただし、当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（告示）

第五十二条の二 前項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の抹消）

第五十三条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定による登録を抹消するときは、その旨を告示しなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

第五十四条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があるときは、その旨を告示することができる。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十五条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

（登録有形文化財の保存計画）

第五十六条 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、当該地方公共団体の長は、国にその文化財の登録を申請し、その登録を請求するときは、登録申請書（第三十七条第一項に規定する）に、当該文化財の所在の地図（第三十八条第二項に規定する）を添付し、かつ、当該文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものであることを説明し、かつ、当該文化財の登録を申請する旨の意見を述べなければならない。前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重し、必要な協力を要するものとする。ただし、当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の抹消）

第五十七条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定による登録を抹消するときは、その旨を告示しなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

第五十八条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があるときは、その旨を告示することができる。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十九条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

（登録有形文化財の保存計画）

第六十条 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、当該地方公共団体の長は、国にその文化財の登録を申請し、その登録を請求するときは、登録申請書（第三十七条第一項に規定する）に、当該文化財の所在の地図（第三十八条第二項に規定する）を添付し、かつ、当該文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものであることを説明し、かつ、当該文化財の登録を申請する旨の意見を述べなければならない。前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重し、必要な協力を要するものとする。ただし、当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の抹消）

第六十一条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定による登録を抹消するときは、その旨を告示しなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

第六十二条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があるときは、その旨を告示することができる。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第六十三条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

（登録有形文化財の保存計画）

第六十四条 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、当該地方公共団体の長は、国にその文化財の登録を申請し、その登録を請求するときは、登録申請書（第三十七条第一項に規定する）に、当該文化財の所在の地図（第三十八条第二項に規定する）を添付し、かつ、当該文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものであることを説明し、かつ、当該文化財の登録を申請する旨の意見を述べなければならない。前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重し、必要な協力を要するものとする。ただし、当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の抹消）

第六十五条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定による登録を抹消するときは、その旨を告示しなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

第六十六条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があるときは、その旨を告示することができる。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第六十七条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

（登録有形文化財の保存計画）

第六十八条 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、当該地方公共団体の長は、国にその文化財の登録を申請し、その登録を請求するときは、登録申請書（第三十七条第一項に規定する）に、当該文化財の所在の地図（第三十八条第二項に規定する）を添付し、かつ、当該文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものであることを説明し、かつ、当該文化財の登録を申請する旨の意見を述べなければならない。前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重し、必要な協力を要するものとする。ただし、当該登録をしようとする登録の数が、当該地方公共団体の長は、当該登録を申請するときは、前項の規定による登録を申請する旨の意見を述べなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の抹消）

第六十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定による登録を抹消するときは、その旨を告示しなければならない。この限りでない。

（登録有形文化財の保存及び活用のための措置）

第七十条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があるときは、その旨を告示することができる。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第七十一条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。この旨を告示したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

文化庁 文化財第二課 登録部門（建造物）
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL.03-5253-4111 (代表) FAX.03-6734-3822
https://www.bunka.go.jp



写真協力
朝日町教育委員会/アトリエR畑秀/生きた建築ミュージアム大阪実行委員会/大阪住宅株式会社/沖繩市教育委員会/小栗真弥/龜山市/玖珠町教育委員会/国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所/白川町教育委員会/竹田市教育委員会/国立大学法人名古屋大学/函館市教育委員会/株式会社文化財工学研究所/株式会社文化財構造物計画/堀井麻末(本今井(香林堂)) /由利本荘市教育委員会